

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成22年3月11日(2010.3.11)

【公表番号】特表2006-507903(P2006-507903A)

【公表日】平成18年3月9日(2006.3.9)

【年通号数】公開・登録公報2006-010

【出願番号】特願2004-557413(P2004-557413)

【国際特許分類】

A 6 1 M 5/32 (2006.01)

【FI】

A 6 1 M 5/32

【誤訳訂正書】

【提出日】平成22年1月21日(2010.1.21)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

医療針デバイスの針の遠位端を取り囲むための、後退位置から突出位置まで伸長可能であるシールドを有し、このシールドは、上記医療針デバイスに取り付けられるカラーを含み、上記シールドは、更に、上記カラーから近位方向に延び、且つ上記カラーから関節連結された近位部分と、近位部分から遠位方向に延び、且つ上記近位部分から関節連結された遠位部分と、を含み、上記遠位部分は、上記針の遠位端を取り囲むようになっており、上記近位部分は、上記シールドを上記後退位置から上記突出位置まで押すための、ユーザによって係合可能な係合面を含み、上記カラーは、キャビティを画成する内面を有し、上記内面は、少なくとも一つの第1インターロックを含み、

さらに、上記医療針装置に取り付けられるようになった取付用リングを含み、該取付用リングは、少なくとも一つの第2インターロックを含む外面を有する医療針シールド装置において、

上記カラーは、上記取付用リングの外面が上記カラーの上記キャビティ内に配置されるように、上記取付用リングに対して相対回転運動可能に取り付けられ、上記少なくとも一つの第1インターロックは、少なくとも一つの第2インターロックが、医療針デバイスの長手方向軸線に関して近位方向及び遠位方向での動作を妨げるように、取り付けリングの外面に隣接して配置され、上記カラーは、カラーから半径方向外方に延びるガードを含み、ガードは、ユーザによる上記遠位部分の係合を通じた上記シールドの伸長を防ぐために、上記後退位置で、上記シールドの上記遠位部分に隣接して配置されること、

を特徴とする医療針シールド装置。

【請求項2】

上記シールドは、第1シリンダーであり、取付用リングは、第2シリンダーである、請求項1に記載の医療針シールド装置。

【請求項3】

上記第1インターロックは、少なくとも一つの半径方向内方に突出しているカラー停止体を含む請求項1記載の医療針シールド装置。

【請求項4】

上記第2インターロックは、少なくとも一つの半径方向外方に突出している近位停止体と、少なくとも一つの半径方向に突出している遠位停止体と、を含み、少なくとも一つの

近位停止体は、医療針デバイスの長手方向軸線に対するカラーの遠位軸線方向の移動を阻止し、少なくとも1つの遠位停止体は、カラーの近位軸線方向の移動を阻止する請求項1記載の医療針シールド装置。

【請求項5】

回転運動を阻止するための第3インターロックを含む、請求項1に記載の医療針シールド装置。

【請求項6】

上記カラーは、更に、上記シールドを後退位置に、解除可能に係止するために上記シールドの遠位部分の止めに係合するラッチを含む、請求項1に記載の医療針シールド装置。

【請求項7】

上記カラーは、複数のカラー停止体を含み、上記第2シリンダーは、複数の近位停止体と、複数の遠位停止体と、を含む請求項2記載の医療針シールド装置。

【請求項8】

上記複数のカラー停止体は、カラーの内面のまわりに等間隔に配置され、複数の近位停止体は、第2シリンダーの外面のまわりに等間隔に配置され、複数の遠位停止体は、第2シリンダーの外面のまわりに等間隔に配置されている請求項7記載の医療針シールド装置。

【請求項9】

更に、医療針デバイスに第2シリンダーを固定的に取り付けるためにプレス嵌め係合で第2シリンダーのまわりに取り付けられるクランプリングを含む、請求項2記載の医療針シールド装置。

【請求項10】

第2シリンダーは、接着剤によって医療針デバイスに取り付けられる請求項2記載の医療針シールド装置。

【請求項11】

第2シリンダーは、プレス嵌めによって医療針デバイスに取り付けられる請求項2記載の医療針シールド装置。

【請求項12】

第2シリンダーは、医療針デバイスを支持するように協働する第2カバー部分に取り付けられた第1カバー部分を有するカバーを含み、第2シリンダーは、更に、グリップ溝を有するカバーベースを含む請求項2記載の医療針シールド装置。

【請求項13】

第2シリンダーは、医療針デバイスを支持するように協働する第2カバー部分に取り付けられた第1カバー部分を有するカバーを含み、第2シリンダーは、更に、プランジャーに係合するグリップ溝を有するカバーベースを含む請求項2記載の医療針シールド装置。

【請求項14】

上記第1カバー部分は、第2カバー部分に係止的に係合する請求項13記載の医療針シールド装置。

【請求項15】

上記第1カバーは、接着剤によって第2カバー部分に係合する請求項13記載の医療針シールド装置。

【請求項16】

上記グリップ溝は、医療針デバイスの近位端に隣接して配置されている請求項13記載の医療針シールド装置。

【請求項17】

上記第1カバー部分は、上記第2カバー部分に枢着されている請求項13記載の医療針シールド装置。

【請求項18】

上記第1カバー部分と上記第2カバー部分は、一体的に形成されている請求項13記載の医療針シールド装置。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0024

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0024】

遠位セグメント112は、シールド102を伸長位置まで伸長するために、近位セグメント110から関節連結されている。近位セグメント110の係合面114は、手動アクチュエータ128を含むのがよい。シールド102を後退位置から突出位置まで押し付けるための手動アクチュエータ128は、臨床家によって係合可能である。手動アクチュエータ128は、カラー108から関節連結されている。手動アクチュエータ128が係合されるとき、近位セグメント110は遠位セグメント112をほぼ軸線方向に遠位方向に移動させ、遠位セグメント112は、針カニューレ104に係合し、シールド102の伸長を容易にする。遠位セグメント112は、平面132を有するノーズ部分130を含む。シールド102の突出位置では、ノーズ部分130は、平面132と協力して、針104の遠位端をほぼ取り囲む。